

**日本国国土交通省航空局（JCAB）と  
グレート・ブリテン及び北アイルランド連合王国の航空局（CAA）間の  
実施取決め（仮訳）**

日本国国土交通省航空局とグレート・ブリテン及び北アイルランド連合王国（UK）の航空局（以下、個別には「当局」といい、まとめた場合は「両当局」という。）は、

各当局が、本実施取決め（以下、「本取決め」という。）の適用を受ける民間航空製品の耐空性及び環境適合性に係る証明、承認又は受諾に関する相手当局の基準及び制度が自国と十分に一致していると判断していることを考慮し、

航空安全の推進及び環境保護のため、各当局は、重複した技術的評価、試験及び検査を避けることにより、両当局並びに航空産業及び運航者へ課せられる経済的負担を軽減、最小化するために協力することを考慮し、及び、

国土交通省航空局（JCAB）と欧州航空安全庁（EASA）の間の実施取決めに基づく日本とEUの間の民間航空安全分野での協力について留意し、

以下の認識に達した。

## 1. 一般

### 1.1 目的

- (a) 本取決めは、民間航空製品の耐空性並びに航空機騒音及び航空機の発動機排出物に関する環境適合性に係る基準及び試験のための両当局の実施手続を定めるものである。
- (b) 本取決めの目的は、両当局が相互に相手国の民間航空製品に関する耐空性及び環境適合性に係る承認、環境試験を受け入れる場合の事項について概略することにより、重複した技術的検査、評価及び試験を減少させることである。
- (c) 両当局は、2020年1月24日にし署名されたUKと欧州連合の間の離脱協定<sup>1</sup>に規定された移行期間の終了時から、本取決めを適用する。

---

<sup>1</sup> 異脱協定は以下を参照：<https://www.gov.uk/government/publications/agreement-on-the-withdrawal-of-the-united-kingdom-of-great-britain-and-northern-ireland-from-the-european-union-and-the-european-atomic-energy-communi>

(d) 本取決めは同じ主題に係る両当局間の過去の取決めを置き換えるものである。

## 1.2 根拠

両当局はそれぞれEASA-JCAB間の実施取決めに参加した観点から、相互に相手国の民間航空製品の耐空性及び環境適合性の承認並びに環境試験に関する基準及び制度を熟知している。その結果そのような基準及び制度の信頼の基準を確立し、それらの基準及び制度が本取決めを実行可能とするために十分一致していることを決定している。

## 1.3 定義

本取決めにおいては、以下の定義を適用する。

- (a) "追加技術条件"：民間航空製品の設計の受け入れ又は民間航空製品の受け入れについて、両当局間の相違を明らかにするため、以下の分野において輸入国当局から通知される条件：
  - (i) 採用された又は適用された耐空性及び環境基準
  - (ii) 採用された又は適用された耐空性及び環境基準によりカバーされない、新規又は一般的でない製品の設計上の特徴に関する特別要件
  - (iii) 耐空性及び環境基準のうち適用除外事項又は同等の安全性を確認する事項、及び、
  - (iv) 不安全状態を是正するための耐空性改善措置
- (b) "耐空性基準"：民間航空製品の設計、製造及び現状が、輸入国の耐空性に関する法令、規則、基準及び要件に適合していることを示すための、輸入国当局によって定められた民間航空製品の設計、性能、材料、作業者の技量、及び製造に係る基準
- (c) "民間航空製品"又は"製品"：民間航空機、民間航空機用の発動機、プロペラ、装備品、部品又は構成部品を意味する
- (d) "設計に関連する運航要件"：特殊運航を可能とする、製品の設計上の特質又は運航に関連する設計データのいずれかに影響を与える運航要件
- (e) "環境基準"：民間航空製品の設計、製造及び現状が、輸入国の騒音及び排出物に関する法令、規則、基準及び要件に適合していることを示すための輸入国当局によって定められた民間航空製品の設計、性能、材料、作業者の技量、及び製造に係る基準
- (f) "輸出国当局"：本取決めに関する型式設計、改造又は製品を輸出する国の航空当局

- (g) "輸入国当局" : 本取決めに関する型式設計、改造又は製品を輸入する国の航空当局
- (h) "製品の耐空性に係る証明" : 特定の製品について、発行当局の国の法令、規則、基準及び要件の下で、その運航又は使用を許容する、ある当局又は適当であるならばその代行者による耐空性に係る証明、承認又は受諾
- (i) "型式設計" : 耐空性及び環境適合性を決定するための設計、製造、運用限界及び耐空性継続のための指示を含む、製品の全ての性質についての記述
- (j) "型式設計承認" : 当局又はその代行者による製品の型式設計に係る証明、承認又は受諾。これには追加型式設計承認も含まれる。

## 2. 対象範囲

本取決めは、以下に適用する :

- (a) 輸出国当局が輸出国において設計責任を有している製品に対しての、輸出国当局によってなされた、型式設計変更を含む型式設計承認及び輸入国の設計に関連する運航要件への適合に関する確認の、輸入国当局による受け入れ
- (b) 第三国で一部又は全部を設計又は製造された新造品及び中古製品に係るものを含み、締結国当局のいずれか一方が設計責任を有する又は製造国当局である製品の耐空性及び環境適合性に係る証明、承認又は受諾の、輸入国当局による受け入れ。
- (c) 航空の用に供されている製品の耐空性継続に係る協力及び支援
- (d) 耐空性基準及び環境基準並びに証明制度を十分に同等に維持するための、両当局間の情報交換を含む技術協力及び支援
- (e) 相手国当局への技術的評価支援に係る協力
- (f) 型式設計承認をCAA又はJCABのいずれかから受けている組織

## 3. 手続

### 3.1 一般

各当局は、その設計又は適切な場合にはその製造が相手国当局の責任の下で行われた輸入される製品に対し、輸出国によりその製品に対して自国の証明を付与した際に受理又は発行された技術評価、試験結果、検査、品質保証制度の監視、適合書、適合表及び証明に対し実務上最大限の信頼を置いて耐空性及び環境適合性に係る証明を発行するための手順を策定する。

### 3.2 型式設計承認

- (a) 輸出国当局が下記(e)項に係る設計による運航要件、又は輸入国当局によりこれまで承認されている設計からの設計変更を含めて、製品の設計が輸入国によって規定された耐空性基準及び環境基準に適合していることを輸入国当局に対して証明したならば、輸入国は、設計承認に先立ちその法令、規則、基準及び要件への適合性の確認に際し、輸出国当局により実施された技術評価、決定、試験及び検査に対して自国が実施したものと同等の効力を与える。
- (b) 輸入国当局は、型式承認を付与する際は、輸出国当局が設計を承認する際に輸出国当局により適用された法令、規則、基準、要件及び証明制度に関して、輸入国当局により決定される付加要件と併せてある製品に対する設計承認に係る耐空性基準及び環境基準を決定する。
- (c) この目的のため、輸入国当局は、
  - (i) 輸入される製品並びに輸出国当局が適用した法令、規則、基準、要件及び証明制度に精通すること、
  - (ii) 製品が、輸出国当局が製品の設計承認申請を受理した時期に、輸入国において同様の製品が設計又は製造された場合に適用されたであろう基準と同等の耐空性基準及び環境基準に合致するためには、必要な追加的な技術要件を決定すること、及び、
  - (iii) 必要に応じ追加分析、試験を実施することができる。
- (d) 製品の設計承認に際して輸入国当局により決定された耐空性基準及び環境基準は、その製品の設計について輸入国当局が充分理解した後速やかに輸出国当局へ周知される。
- (e) 輸入国当局は、輸出国当局の要請により、設計に関連する運航要件の最新のものを輸出国当局に周知する。

### 3.3 承認された型式設計の変更

- (a) 輸出国当局は、承認された型式設計に対する設計変更で本取決めに基づき輸入国当局が既に証明、承認又は受諾を行っている製品の耐空性に明らかな影響を及ぼすもの<sup>2</sup>又は輸入国によって規定される追加的な技術要件に影響を及ぼすものについて、輸入国当局に対し周

<sup>2</sup> 重量、バランス、構造強度、信頼性、運航上の特徴、騒音、燃料排出、排出ガス、運航適合性データ（OSD）又はその他の特徴であって製品の耐空性に影響を及ぼすもの。

知する。

- (b) 変更の審査の後、輸入国当局は輸出国当局に対し、当該変更の受け入れ、追加変更又は不受理を通知する。

### 3.4 製品の耐空性及び環境に係る証明の受け入れ

- (a) 輸出国当局又は輸出国当局の規則により指名された者が、輸入国当局に対して、輸入国当局により設計が既に承認された又はその過程にある製品が、輸入国当局から周知された設計形態に一致し、かつ、安全に運航できる現状にあると証明した場合は、輸入国当局は、輸出国当局の法、規則、基準及び要件により実施された技術的評価、決定、試験及び検査に対して、自国が輸出国の証明日に実施したものと同等の効力を与える。
- (b) 製品の耐空性及び環境適合性に係る証明、承認又は受諾の際に、輸入国当局により必要とされた追加検査が実施又は決定されることがある。
- (c) CAA又はCAAIにより承認された組織が発行する装備品及び部品の耐空性証明書類は、CAA Form 1様式により提供される。
- (d) JCAB又はJCABが認定した認定事業場が発行する装備品及び部品の耐空性証明書類は、JCAB安全証明書、適合証明書又はJCAB第18号様式のうち適切なものにより、提供される。
- (e) 3.4(a)及び3.4(b)の要件に関し、適用除外を発行することが望ましいと考えらえる場合、個別のケースに応じて、両当局は互いに相談する。

### 3.5 製造の概観

- (a) 当局は相手国当局に代わり以下を実施する。
- (i) 両当局により受け入れられた製品の製造に係る品質保証制度を監視し、改善の必要性の評価、是正措置の設定、及び／又は承認された設計との適合性の確認を実施すること。
- (ii) 製造されている部品及び構成品の設計との適合性を証明すること。
- (b) 各当局は、相手国当局に対し、全てのデータ、図面、報告書、基準、仕様書、指示書、ガイドライン、指針、その他3.5(a)項の内容の活動の実施に必要なものを提供する。
- (c) 両当局の相互理解により、当局は、相手国当局の生産管理、技術活動に必要に応じ参加し、また相手国当局の品質保証制度による監査に、定期的に参加することができる。製造認

定保有者はそれらのいかなる施設について、いずれの当局も妨げなく立ち入れるようにする。

- (d) 両当局は本取決めが適用される製品の耐空性に重大な影響を与える可能性のある製造における重大な不適合を認知した時、相互に周知する。

#### 4. 相互の協力及び技術的支援

##### 4.1 耐空性継続

- (a) 各当局は、本取決めの適用を受ける製品で発生した、その耐空性に関する疑義が生じる恐れのある事故やインシデントの耐空性の分野での分析を全面的に支援する。
- (b) 輸出国当局は、自国で設計又は製造された製品について、航空の用に供した後に発見される設計上の全ての不安全状態の是正措置を講じる。この是正措置には主契約者との契約下で供給者が設計／製造した装備品に関するものを含むものとする<sup>3</sup>。
- (c) 輸出国当局は、自国で設計又は製造された製品について、耐空性継続のために輸入国当局により必要と考えられる措置の決定の際に輸入国当局を支援する。
- (d) 各当局は、相手国のいずれかで設計又は製造され、かつ本取決めに基づいて又は本取決めの運用が開始される日より前に輸出入された製品について、耐空性継続のために必要な全ての改修指令事項、特別検査、特別運用限界その他必要と思われる措置について、相手国当局に対し周知する。

##### 4.2 技術的支援及び協力

- (a) 輸出国当局は、輸入国当局の要請があるときは、自国で設計又は製造された製品について、輸入国当局の下で実施された設計の大変更又は大修理が、当該製品が輸出国当局により当初承認された際の耐空性基準及び環境基準に適合しているか否かの決定の際に、輸入国当局を支援する。
- (b) 各当局は、耐空性及び環境適合性に関する自国の全ての法令、規則、基準、要件及びその証明承認制度を相手国当局が入手できるようにする。
- (c) 各当局は、実際上可能な限り、耐空性及び環境適合性に係る証明承認制度の重大な変更案で本取決めに影響を及ぼすおそれがあるものを事前に相手国当局へ周知し、相手国当局にこれに対する意見を述べる機会を与え、また相手国当局の意見を充分考慮する。

<sup>3</sup> CAAは通常、以下のURLにあるCAP747の発行を通じ、日々の活動の一部としてこの措置を行う。  
<http://publicapps.caa.co.uk/CAP747>.

- (d) 相互理解及び要請に基づき、各当局は、技術的評価及び支援をできる限り相手国当局へ提供する。
- (e) 両当局は、双方の当局が関心を持った場合には、本取決めの下での製品に対する合同型式証明業務を実施することがある。

## 5. 機密性

それぞれの関連法令により、両当局は本取決めの下で互いから受け取った企業秘密、機密情報、又は進行中の調査に関する情報について、一般的に開示せず、また、認められない情報の開示から、本取決めにより得た情報を保護するために必要な、あらゆる合理的な予防策を講じる。

## 6. 解釈の優先

本取決めの下での証明、承認又は受諾に関し、輸入国当局により規定された耐空性基準、環境基準又は設計に関連する運航要件の解釈に相違がある場合は、輸入国当局の解釈が優先する。

## 7. 各当局の役割

### 7.1 責任者

本取決めの技術的な調整及び実施に関し、指名された事務所及び人員は：

- (i) JCABに関し：航空機安全課長
- (ii) CAAに関し：安全・空域規制グループ長

### 7.2 定期的な見直し

指名された事務所の代表は、少なくとも、原則として1年に1回、又は別途設けられた場合に、本取決めの効果的な実施を評価するため、会合を持つこととする。

### 7.3 言語

両当局は、合同で書面により決定しない限り、本取決めの下作成され提出される全ての書簡及び書類を英語により提供する。

## 8. 解釈

- (a) 両当局は、本取決めに係るあらゆる事項に関し、相手の当局に相談を求めることができる

- 
- (b) 両当局は、お互いの協議を通じて、本取決めの解釈に関する議論の相違を解決するためにあらゆる合理的な努力をする。

## 9. 運用日及び期間

本取決めは、2021年1月1日より運用開始する。いずれかの当局から終了されるまでの間、実施を継続される。各当局は、相手側の当局に対し、終了の意思を60日前の書面により通知することにより本取決めの実施を終了できる。

## 10. 連絡

本取決めにて取り扱われる事項に関する、両当局間の連絡先は、以下のとおり。  
本取決めの実施は：

CAAに關し、

Future Safety  
Safety and Airspace Regulation Group  
Civil Aviation Authority  
Aviation House  
Beehive Ring Road  
Crawley  
West Sussex  
RH6 0YR  
United Kingdom

Tel.:+44 330 1383196

Interest Webpage: [www.caa.co.uk](http://www.caa.co.uk)

Email: [BilateralSafetyArrangements @caa.co.uk](mailto:BilateralSafetyArrangements@caa.co.uk)

Email for Design Approvals: [apply@caa.co.uk](mailto:apply@caa.co.uk)

Airworthiness Directives : [adunit@caa.co.uk](mailto:adunit@caa.co.uk)

JCABに關し、

国土交通省  
航空局  
安全部  
航空機安全課  
日本国  
郵便番号100-8918  
東京都  
千代田区

霞が関2-1-3

電話 : +81 (3) 5253-8735

FAX : +81 (3) 5253-1661

ホームページ Webpage : [www.mlit.go.jp/koku/english/index.html](http://www.mlit.go.jp/koku/english/index.html)

電子メール : hqt-cab-gij-kka@gxb.mlit.go.jp

## 11. 経過措置

組織と民間航空製品に対してCAA及びJCABが本取決めの運用の前に発行した承認と証明書であって、本取決めの対象となるもののうち本取決めの運用が開始となった後も引き続き存在するものは、本取決めに従って発行されたものと見なす。

## 12. 費用の回収

本取決めの下実施された活動は、法により規定され、又は実施された活動の費用を賄うために必要とされる場合を除き、両当局に対し追加的な費用を課すものではない。

英語で重複署名する。

JCAB に関し、

北澤 歩

航空機安全課長

日付: 29 Oct. 2020

CAA に関し、

Robert Bishton

安全・空域規制グループ長

日付: 29 Oct. 2020